

令和 6 年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金支給事務実施要綱

令和 6 年 7 月 17 日

6 川健庶第 672 号

市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高の影響を踏まえ、令和 6 年度新たに低所得となった世帯（住民税非課税化等世帯）に迅速に支援を届けるため、「重点支援地方交付金」の給付金・定額減税一体支援枠を活用し、臨時的な措置として実施する令和 6 年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要綱において、令和 6 年度川崎市住民税非課税化等世帯に対する物価高騰対策給付金（以下「物価高騰対策給付金」という。）は、前条の目的を達するために、本市によって、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の贈与契約として贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 物価高騰対策給付金の支給対象者は、令和 6 年 6 月 3 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（次の第 1 号、第 2 号及び第 5 条第 2 項を含む。）であって、世帯全員が令和 6 年度住民税所得割非課税である世帯の世帯主とする。

(1) 基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）

第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日（住基法第 24 条に規定する転出の予定年月日をいう。第 2 号において同じ。）が基準日以前となっている転出届（同条の規定による届出をいう。第 2 号において同じ。）を本市に行った者であって、転入をした年月日（住基法第 22 条第 1 項に規定する転入をした年月日をいう。第 2 号において同じ。）が基準日の翌日以後である転入届（同項の規定による届出をいう。第 2 号において同じ。）をいずれかの市町村に行ったことが住基法第 9 条第 1 項の規定による転入の通知により確認されたもの

(2) 基準日以前に、住基法第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの（転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入した年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行った者を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成

される世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、「令和5年度住民税均等割非課税世帯」及び「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」に対する給付の対象世帯（給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は、支給要件を満たさないものとする。
- 4 基準日時点で配偶者と同一世帯であった者が基準日の翌日以降に子を連れて離婚した場合において、世帯全員が令和6年度住民税所得割非課税である世帯の世帯主となった場合には、支給対象者とすることができるものとする。また、物価高騰対策給付金に付随するこども加算分の給付については、令和6年10月31日までに離婚した者を支給対象者とすることができるものとする。

（支給額）

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する物価高騰対策給付金の金額は、1世帯あたり10万円とする。

（受給権者）

第5条 物価高騰対策給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主（ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者〔これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者〕）とする。

- 2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（支給の方式）

第6条 物価高騰対策給付金の支給を受けようとする者は、市長が別に定める確認書の提出、又は申請書による申請により行う。

- 2 確認書の提出及び申請書による申請は、原則として郵送又は電子申請サービスにより行い、これらに基づく支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第2号又は第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないことその他第1号による支給が困難な場合に限り行う。

（1）口座振込方式 本市が金融機関の口座に振り込むことにより支給する方式

（2）現金書留送付方式 本市が現金書留で送付することにより支給する方式

（3）窓口現金交付方式 本市が市の窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、物価高騰対策給付金の支給の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出すること等により、申請者本人による申請であることを証する。
- 4 市長は、物価高騰対策給付金の支給要件に該当するかを確認するために必要があると認めるときは、申請者に対して、追加で資料の提出又は提示を求めることができるものと

する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人は、物価高騰対策給付金の支給の申請をするときは委任欄へ記載又は委任状を提出する。また、この場合、本市は、公的身分証明書の写し等の提出を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 本市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(提出期限)

第8条 物価高騰対策給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の郵送による提出期限は、令和6年9月30日午前9時まで（川崎港郵便局留必着）、電子申請による提出期限は、令和6年9月30日午後11時59分までとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し物価高騰対策給付金を支給する。

(物価高騰対策給付金の支給等に関する周知等)

第10条 市長は、物価高騰対策給付金事業の実施にあたり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(申請等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに第6条の規定による確認書の提出又は支給の申請が行われなかった場合、支給対象者が物価高騰対策給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定により確認書又は申請書を受理した後、又は、支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

3 市長が第9条の規定により、支給決定を行った後、現金書留送付方式又は窓口現金交付方式による支給を行うために、本市が確認等に努めたにもかかわらず、支給対象者の責に

帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げされたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により物価高騰対策給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った物価高騰対策給付金を返還させることができる。

2 物価高騰対策給付金の支給を受けた者から、修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申し立てがなされ、当該給付（以下「類型変更後給付」という。）を支給する場合は、物価高騰対策給付金の返還を求める。

3 前項に規定する場合において、類型変更後給付の給付額から物価高騰対策給付金の返還額を差し引くことができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 物価高騰対策給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

別記（第 5 条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）以下に掲げる事例であって、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の物価高騰対策給付金については、本市から支給する。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所〔一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。〕又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族〔配偶者を除く。以下同じ。〕など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２）申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や、行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した市長が別に定める申出受理確認書も、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和 42 年自治振第 150 号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※ 女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配

偶者に対して当該児童への接近禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者〔疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。〕及び（６）における母子生活支援施設の入所者をいう。以下同じ。）については、措置入所等担当課から給付金担当課に対しての情報提供等により、本市内の施設等に措置入所等していることが確認できた場合、本市施設所在地に住民票を移していなくても、本市における申請・受給権者とする。

- （１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者〔児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。〕の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔平成 17 年法律第 123 号〕第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法〔平成 14 年法律第 167 号〕

第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。)に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (4) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定により、入居している者に限る。）
- (6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における申請・受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者〔成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。〕を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）
- (2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であって、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市において住民基本台帳に記録されたときは、本市における申請・受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であって、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると本市に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における申請・受給権者とする。